

## 07.03.16 一新塾名古屋勉強会 定例会記録

日時 平成19年3月16日(金) 19:00~21:30  
場所 愛知私学会館東館3階  
出席 加部、榊原、高瀬、近藤、大藪、安井、白井(記録)

### 納税者の権利プロジェクト(近藤)

明日のNPO学会全国大会にて発表する内容をプレゼンテーション  
前回の全国大会発表に引き続き2回目

#### 発表概要

納税者が税について知り、考え、決めるという納税者三権の権利を確立するために、日常の暮らしに焦点を当て、家計と税の関係や受益負担の仕組みを明示し、選択肢を作り、市民自らが選択することが最も容易な納税者三権確立のモデルである。

具体的なモデルとして、マズローの欲求5段階説になぞらえ、税についても下記の5段階に欲求を定め、市民が税を知るきっかけ作りから始まり税の選択まで行う過程をアンケートという質問形式で落とし込み市民参加を促すことによる納税者三権の具体的なモデル作りの提案と実施結果についての報告を行う。

**第一段階：自分の税額を知る(家計の租税負担率)**

**第二段階：税金の使い道を知る**

**第三段階：受益負担を知る**

**第四段階：公平性と透明性を知る**

**第五段階：公共の範囲を特定する**

#### 加部指摘

- ・過去(1996年ごろ)に納税者の権利憲章の制定を目指した運動が日本でもあったが立ち消え

<http://www.h-hasegawa.net/hase3.htm>

欧米では当然。韓国も1997年に制定

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/syuisyo/142/syuh/s142016.htm>

- ・日本は自然権としての市民の権利が確立されていない。

批准していない権利

工業的企業に於ける労働時間を1日8時間かつ1週48時間に制限する条約(ILO1919年採択)

[http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st\\_c001.htm](http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c001.htm)

労働者が危険な業務をさせられる場合、拒否する権利が欧米では確立されているが、日本では確立されていない。

#### 榊原・高瀬指摘

柳沢厚労大臣「女性は産む機械」、伊吹文部大臣「人権メタボ」発言に見る間でもなく、政治家の人権に対する配慮のなさが浮き彫りになる事柄が昨今多い。

上記を踏まえても、日本は経済的には豊かな国になったが市民が生まれながらにして有する権利を、確立されていない人権後進国であることは自明。安倍首相の『世界に誇れる日本・美しい国』といったスローガンとはかけ離れた状況でありお笑い草。

### NPO学会発表報告

発表は下記3件

- ・1%制度の現状と展望 (松下啓一)
- ・納税者三権の確立に向けて(近藤、白井、加部)
- ・認定NPO法人税制の再構築提言(梅津一義)

テーマが全て税金の用途について市民が決定する仕組みに集約されており、関心が高まっている事が確認できたと同時に、分科会のレベルが向上した事がわかった。

ただし、弁証法が我々の発表は、演繹法であるが、他の発表は帰納法であり、我々の納税者の権利を確立するといった視点は、他の発表では見受けられず、手法論の議論のみに終始している印象をうけた。

次回予定

日時：4月19日（木）19時から

場所：愛知私学会館東館3階 <http://www.ask-net.jp/map/>